



名古屋市政記者クラブ
豊橋市政記者クラブ
岡崎市政記者クラブ
中部芸術文化記者クラブ同時発表

平成27年7月31日(金)
愛知県民生活部文化芸術課
国際芸術祭推進室調整グループ
担当：渡辺、川島
電話：052-971-6182 (ダイヤルイン)
県庁内線：724-690・724-692

あいちトリエンナーレ2016の開幕を1年後に控え、 パートナーシップ事業の募集を開始します！

あいちトリエンナーレ実行委員会では、開幕を1年後に迎える「あいちトリエンナーレ2016」のパートナーシップ事業となっただけの文化芸術事業を募集します。

【募集期間：平成27年7月31日(金)から平成28年7月29日(金)】

パートナーシップ事業とは、様々な文化芸術団体や民間企業、自治体などが行う文化芸術事業(美術展・演奏会・演劇など)をパートナーシップ事業として位置づけ、県内各地におけるトリエンナーレの開催気運の盛り上げや、双方の事業の広報協力により県内の文化芸術活動の活性化を図るものです。

※パートナーシップ事業の登録には、実行委員会による審査が必要です。

1 対象となる事業

次の(1)、(2)、(3)の要件をいずれも満たすもの

(1) 平成27年8月11日(火)(トリエンナーレ開幕1年前)から平成28年10月23日(日)(トリエンナーレ閉幕日)までの間に原則として愛知県で実施される文化芸術事業

※この期間に1日でも開催日が含まれる事業は対象となります。

(2) 申請者が作成するチラシ等の印刷物や Web サイトなどに「あいちトリエンナーレ2016 パートナーシップ事業」の名称とトリエンナーレの「パートナーシップ事業ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を掲載し、トリエンナーレの開催を広報していただける事業

※ロゴマーク



虹のキャラヴァンサライ
あいちトリエンナーレ2016
パートナーシップ事業

(3) その他

- ・宗教活動や政治活動を目的とする事業でないこと
- ・暴力団が関与する事業でないこと
- ・公序良俗に反する事業でないこと

2 募集期間

平成 27 年 7 月 31 日（金）から平成 28 年 7 月 29 日（金）まで

3 申請方法

別添「あいちトリエンナーレ 2016 パートナーシップ事業募集要項」参照

※募集要項は、公式 Web サイト（<http://aichitriennale.jp>）からダウンロード
できます。

4 パートナーシップ事業の決定

実行委員会において申請内容を審査したうえで、パートナーシップ事業を決定します。
（決定までに 1～2 週間を要します。）

5 問合せ先

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局 担当：川島、渡辺

住 所：〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目 13-2 愛知芸術文化センター6 階
（愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室内）

電 話：052-971-6111

F A X：052-971-6115

電子メール：geijutsusai@pref.aichi.lg.jp

【参考】

あいちトリエンナーレ 2013 におけるパートナーシップ事業の状況

○分野別内訳

美術	音楽	演劇	舞踊	伝統芸能	その他	合計
231 件 (63.5%)	60 件 (16.5%)	11 件 (3.0%)	12 件 (3.3%)	9 件 (2.5%)	41 件 (11.3%)	364 件 (100.0%)

○地域別内訳

名古屋	尾張	西三河	東三河	その他	合計
232 件 (63.7%)	54 件 (14.8%)	66 件 (18.1%)	9 件 (2.5%)	3 件 (0.8%)	364 件 (100.0%)